



「産業用ロボットの業務に係わる特別教育」 開催のご案内（教示・検査の学科教育）

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

産業用ロボット（注1）の可動範囲内において行う教示等（注2）又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該教示等に係る機器の操作業務、また産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等（注3）又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該検査等に係る機器の操作業務は、これに該当します（労働安全衛生規則第36条第31号、32号）。これらの作業は特別教育を修了した資格者のみが従事することができます。

このたび労働安全衛生規則第36条、安全衛生特別教育規程第18条、第19条に掲げる標記特別教育のうち、「学科教育」を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「実技教育」につきましては、ロボットの種類も多岐に渡ることから各事業場様にて実施くださいますようお願いいたします。実技時間は、安全衛生特別教育規程により産業用ロボットの操作の方法1時間、産業用ロボットの教示等の作業の方法2時間、産業用ロボットの検査等の作業の方法3時間と定められています。（実技教育のやり方と「実技教育受講修了証」の交付につきましては、本学科教育を受講いただいた事業所様に改めてお伝えいたします。）

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会および新津労働基準協会が合同で開催します。）

- （注1）産業用ロボット：組立や塗装、溶接などのさまざまな作業を人に代わって行うロボットのこと。マニプレータ（注4）および記憶装置（可変シーケンス制御装置および固定シーケンス制御装置（注5）を含む。）を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動もしくは旋回の動作またはこれらの複合動作を自動的に行うことのできる機械
- （注2）産業ロボットの教示：マニプレータの動作の順序、位置、速度の設定、変更もしくは確認。（ロボットに必要な動作を記憶させたり、動作プログラムを作る作業）
- （注3）産業用ロボットの検査：運転中に行う検査、修理、調整（教示等に該当するものを除く。）もしくはこれらの結果の確認。（ロボットのメンテナンス作業）
- （注4）マニプレータ：人間の上肢と同様な機能を有し、人間の手作業の代行を目的として開発された機械
- （注5）シーケンス：あらかじめ定められた順序、手続きに従って、各段階の制御を進めていくもの

記

1. 日時・会場

日 時		会 場	定 員
9月30日（水）	9時00分 ～16時30分	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	30名
10月1日（木）	9時00分 ～15時00分		

※ 当日の受付は開始20分前から行います。

2. 講習対象者

上述のとおり産業用ロボットの教示・検査等の業務に従事する者

3. 講習内容

- (1) 産業用ロボットに関する知識
- (2) 産業用ロボットの教示等に関する知識
- (3) 産業用ロボットの検査等に関する知識
- (4) 関係法令

4. 受講料

14,500円（非会員 16,500円）
（テキスト代込み、消費税を含む）

5. 申込み方法

- (1) 申込書にご記入の上、FAX 又は郵送等で9月16日（水）迄にお申込みください。
なお、受講料は、銀行振込、または事務局に現金持参でお願いいたします。（原則前納でお願いしております。）
○胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）
○新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）
○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361
- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

- (1) 全課程を修了した方には「学科教育受講修了証」を交付いたします。なお修了証の発行者名は、本教育主担当の「新発田労働基準協会」となります。
- (2) 携行品は、筆記用具、昼食（外食可）を持参ください。

このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「産業用ロボットの業務に係わる特別教育」受講申込書

☐ 協会員 ☐ 非協会員（該当に✓印を付してください）

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当に✓を付してください)

☐ 受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

☐ 事務局に現金持参 (来所予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行